

兵庫県公報

令和8年10月15日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

選挙管理委員会告示

- 令和8年6月28日執行加古川市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第75号

令和8年6月28日執行加古川市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した

令和8年10月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

裁 決 書

審査申立人

兵庫県加古川市

小池賢人

上記審査申立人（以下「申立人」という。）が令和8年8月25日付けで提起した同年6月28日執行の加古川市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

本件選挙の候補者であった申立人は、令和8年7月10日付けで加古川市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対し、本件選挙の当選人笹本航生（以下「当選人」という。）について、加古川市内に引き続き3箇月以上住所を有しておらず、本件選挙の被選挙権を有していなかったとして、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項の規定に基づき、当選の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）を行った。

これに対し、市委委員会は、同年8月7日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、公選法第206条第2項の規定に基づき、同年8月25日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人の本件選挙の当選の効力を無効とする裁決を求め、審査の申立て（以下「本件申立て」という。）をした。

争 点

公選法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定し、公選法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定している。

したがって、本件においては、当選人につき、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち令和8年3月28日から6月28日までの間（以下「本件期間」という。）、加古川市内に住所を有する者であったと認められるか否かが争点である。

審理関係人の主張の要旨

第1 申立人の主張の要旨

申立人は、当委員会に対し、令和8年8月25日付けで審査申立書（以下「本件申立書」という。）を提出し、

同年9月21日付けで市委員会の弁明書に対する反論書を提出した。

これらの資料における申立人の主張を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 勤務実態について

- (1) 市委員会の決定では、当選人が「秘書業務及び選挙準備のため、朝早く自宅を出て夜遅く帰宅する生活であった」との説明を採用しているが、当選人が勤務する日本維新の会衆議院兵庫県第10選挙区支部（以下「当該事務所」という。）の政治資金収支報告書は、人件費として年間584,400円が計上されており、当選人は常勤であった可能性は低く、上記当選人の説明との間に疑義がある。
- (2) 市委員会の決定では、当選人が国民健康保険に加入し、保険料を納付していたことが認定されている。当選人が政治事務所で勤務しているにも関わらず、社会保険ではなく、国民健康保険に加入していることから当選人は、「週の所定労働時間が20時間未満」、「月額賃金が8.8万円未満」又は「学生」のいずれかに該当するのではないか。
- (3) 令和7年度国民健康保険が「随1期」として賦課されていたことから、職場の健康保険の資格喪失事由などがあったのではないか。

2 当選人が使用する自動車について

- (1) 当選人が使用する自動車の自動車登録番号標に記載されている地域は熊本である。原則、自動車登録番号標の地域は、使用の本拠により決まるものである。
- (2) 市委員会の弁明書では、令和8年5月に当選人の実父から借りていると記載があるが、いつ、誰が運転したのか明らかになっていない。

3 生活実態について

- (1) 市委員会は、水道、電気及びガスの使用状況を、当選人が加古川市内の居宅（以下「現住所地」という。）で生活していたことを示す資料として評価しているが、これらが使用していたという事実のみでは、実際に誰が使用したのか明らかになっていない。
- (2) 申立人が現地調査を行ったところ、現住所地について、以前政党関係者の車が停まっていたという証言を得ており、第三者が使用していた可能性がある。
- (3) 現住所地はシャッターが閉まっていることが多く、洗濯物が干されている様子もほとんど確認できず、日常的に人が生活している状況が確認できない。

第2 市委員会の弁明書等の要旨

市委員会は、令和8年9月8日付けで当委員会に弁明書を提出し、同年10月8日付けで申立人の反論書に対して再弁明書を提出した。その内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 勤務実態について

- (1) 当選人が提出した本件選挙候補者届出の職業欄の記載、当選人が所属する日本維新の会、兵庫維新の会ホームページの記載、本件選挙に係る立候補予定者票（兼）立候補予定者説明会出席票の受領、本件選挙に係る予備審査（4日間）への参加、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙で立候補していた掘井健智氏の選挙運動に際した市委員会事務局とのやり取りなどで市委員会が当選人と接触していたことより、客観的資料を確認せずとも当選人が秘書業務及び選挙準備を行っていたことは明らかであると判断した。
- (2) 当選人より「秘書業務及び選挙準備のため、朝早く自宅を出て夜遅く帰宅する生活であった」との説明は受けたが、常勤であるかは不知である。また、勤務実態と当該事務所の政治資金収支報告書記載の人件費との齟齬についての主張は、異議申出において申立人からの主張はなく、市委員会は申立人の主張に基づき本件期間中の住所の認定に必要と判断した項目について調査を実施し、必要な資料の提出を求めたものである。なお、申立人が本主張の根拠として提出している政治資金収支報告書（令和6年分）の写しに、事務担当者として当選人の氏名及び当該事務所の電話番号の記載があることは、令和6年から秘書業務を行っていたとの当選人の主張と齟齬が無いものである。
- (3) 国民健康保険料の納付書は、住所の認定に必要と判断した項目について、必要な資料の提出を求めたものであり、当選人から提出があった「現住所地が記載された国民健康保険料」、「住民税・森林環境税」、「国民年金保険料」の各領収書を確認し、原決定に至る判断の一部としたものである。判断の過程において、その領収書が過年度分か否か、又は請求原因が加入手続きの遅れか否か等は、当選人の生活の本拠たる実態を明らかにすることに不要な情報であると判断した。

2 当選人が使用する自動車について

自動車登録番号標の表示地域が熊本である理由について、調査及び確認するよう主張しているが、当該

車両について、当選人からは熊本県の実父から借りているとの説明を受けており、その説明に不自然な内容は認められない。

3 生活実態について

- (1) 日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うためには水道、電気及びガスの使用が不可欠であり、現に起臥していたことを認定するためには、これらの使用の確認は欠かせないとする。これに加え、市委員会は、提出された意見書、証拠書類、質問回答の内容、聞き取り調査等を基に総合的に判断したものである。
- (2) 申立人から提出された近隣住民に関する情報を基に、改めて市委員会において近隣住民に対し聞き取り調査を行ったところ、「1、2年前に政党の看板を付けたライトバンが当該ハイツの駐車場に停まっているのを見たことがあるので、政党の人が住んでいるのかなと思った。（当選人を）見たことはない。」との証言を得ている。当選人が日本維新の会所属の前衆議院議員堀井健智氏の秘書として勤務しており、政党の車が現住所地の駐車場に駐車されていたことがあったとしても不自然とは認められない。また、この証言をもって、第三者が水道、電気及びガスを使用していたとする主張は、憶測にすぎず裏付けを欠くことから妥当であるとは認めがたい。
- (3) 当選人はレシート等を保存していないこと、現住所地在届け先として記載されているネットショッピングに係る領収書を提出しており生活の本拠たる実態を明らかにするのに十分だと考えていること、これ以上の書類はプライバシーの観点から提出することに不安を感じていることについて主張している。また、交通系ＩＣカード利用履歴及びＥＴＣ利用履歴について、当選人は、勤務先である当該事務所への通勤及び日常の移動は、主として原動機付自転車を使用していたと説明しており、申立人の主張する調査をせずとも当選人の生活の本拠たる実態を明らかにすることが十分可能であると判断した。

第3 参加人の主張の要旨

当委員会は、令和8年9月29日に、利害関係人である当選人を本件申立ての参加人として審理に参加させ、当選人は、令和8年10月5日付けで意見書を提出した。

参加人が当委員会に提出した意見書及び当委員会からの質問状に対する回答書の内容における主張を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 勤務実態について

当選人は、令和6年11月より当該事務所において、秘書業務及び街宣車運転業務に従事していた。令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙において堀井健智氏が落選し、日本維新の会衆議院兵庫県第10選挙区支部長を解任されたことに伴い、令和8年3月及び4月は一時的に解雇されていたが、その間の令和8年3月末から4月にかけてＵｂｅｒ配達によって収入を得ながら、選挙資金の調達又は自身の選挙準備等を行っていた。

令和8年5月より、再び当該事務所に雇用された。当該事務所は従業員が当選人1人のみの個人事務所であるため、社会保険に加入する必要が無いため、国民健康保険に加入していた。

2 熊本ナンバーの自動車について

当該自動車の所有者は当選人の実父であり、熊本ナンバーであるのはそのためである。令和8年5月2日に当選人の実父自ら加古川市まで運転し、当選人に引き渡したものであり、ナンバーの地域名をもって、当選人の生活の本拠が熊本にあったとは言えない。

3 水道、電気及びガスの使用について

水道、電気及びガスは当選人自身で使用していたものであり、第三者が使用していたとの主張は憶測にすぎず、何ら裏付けがない。

4 証拠書類について

追加調査で求められた、買い物、飲食等の決済履歴、ＥＴＣの利用明細、車検証、勤務に関する資料を提出しており、本件期間中の当選人の生活の本拠は現住所地にあったことは明らかである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件申立てを適法なものとして認めたのでこれを受理し、市委員会に対して弁明書及び原決定の理由となる事実を証する書類等の提出を求め、申立人からは反論書等を徴した。

また、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、意見書及び証拠物件の提出を求めるとともに、書面により職権による質問を実施し、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

1 被選挙権の要件としての住所

- (1) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定さ

れ、公選法における住所についても「各人の生活の本拠を指す」（昭和29年10月20日最高裁判所判決・平成9年判決）とされている。

- (2) また、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」（昭和23年判決）であり、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年判決）とされている。
- (3) さらに、各人の生活の本拠を判断するに当たっては、「社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるもの」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。
- (4) 当委員会は、これらの観点から、当選人の住所について検討する。

2 当委員会が認定した事実

申立人、市委員会及び参加人から提出された証拠物件、当委員会が実施した当選人への質問に対する回答等から、次の事実が認められる。

- (1) 当選人が市委員会に提出した賃貸借契約書及び住民票により、当選人は、令和6年5月17日に現住所地に係る賃貸借契約を締結し、同月20日に現住所地向の転入届を提出したことが確認できた。
- (2) 当選人が当委員会に提出した雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及びフードデリバリーの売上状況が分かる資料により、当選人は、令和6年11月から令和8年2月まで及び令和8年5月から6月までの間において当該事務所で勤務していた。また、3月から4月までのうち9日間、フードデリバリー配達員として加古川市内で活動していたことが確認できた。
- (3) 当選人が当委員会に提出した自動車検査証により、当選人が使用する自動車の所有者が当選人の実父であることが確認できた。
- (4) 現住所地の上下水道の使用量は、次のとおりである。

検針期間		水道使用量
令和8年2月下旬	～ 同年4月下旬	14m ³
同年4月下旬	～ 同年6月下旬	17m ³

- (5) 現住所地の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用月	使用量	請求額
令和8年4月	同年3月	161kWh	3,849円
同年5月	同年4月	54kWh	1,456円
同年6月	同年5月	63kWh	1,798円
同年7月	同年6月	64kWh	1,829円

- (6) 現住所地のガスの使用量は、次のとおりである。

請求月	使用月	使用量	請求額
令和8年3月	同年3月	22m ³	4,069円
同年4月	同年4月	15m ³	3,247円
同年5月	同年5月	19m ³	4,040円
同年6月	同年6月	12m ³	2,833円

- (7) 当選人が提出したキャッシュレス決済及びクレジットカード明細から、当選人は、本件期間中186回の買い物をしており、その内、購入場所がわかるもので135回が加古川市内の店舗であった。また、利用明細上に支店名等の記載がなく購入場所を特定できない店舗についても、現住所周辺に当該店舗の支店が所在することが確認できた。
- (8) 本件期間中のETCカードの利用履歴は3回あり、いずれも明石市から神戸市を行き来したものであった。

- (9) 当委員会が、当選人に対し、令和8年9月29日に書面による職権での質問を実施したところ、同年10月5日付けで次の回答があった。

ア 当選人が使用する自動車は当選人の実父のものであり、令和8年5月2日に実父が運転し、現住所地で借り受けた。

イ 居室には、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、室内用物干しスタンド、コンロ、電子レンジ、エアコン、照明器具、ベッド、ビーズソファ、机、収納家具等を設置している。

ウ 家電の使用頻度は、冷蔵庫は常時、洗濯機、衣類乾燥機、電子レンジは週2回程度、エアコンは季節、在宅時間に応じ使用している。

エ 節電を意識した生活をしており、在宅時間が短いため、照明やエアコンの使用時間は長くはない。

オ 自炊は夕食のみ週2回程度、洗濯は週2回程度、入浴はほとんどシャワーで、毎日行っている。

カ 外食は週5回程度、支払い方法は現金、キャッシュレス決済、クレジットカード払いなどで、統一していない。

キ 日用品は、近隣のスーパーマーケット、ドラッグストアで週3回程度購入している。

ク 朝早く自宅を出て夜遅く帰宅する日が多く、休日にも仕事や政治活動等で外出することが多いが、夜には現住所地に帰宅し、食事、入浴、睡眠等の日常生活を営んでいた。

ケ 勤務先は従業員が当選人1人しかいないため、国民健康保険に加入している。

3 当委員会の判断

当委員会は、認定した事実、申立人の陳述並びに質問に対する参加人の回答を基に、本件期間における当選人の生活の実態を推認し、当選人の住所について判断した。その結果は、次のとおりである。

(1) 当選人の勤務実態について

当選人からは、令和6年11月から令和8年2月まで及び令和8年5月から6月までの間において当該事務所で勤務していたとの意見があり、提出された証拠からもそれが確認できた。

また、政治団体の人件費の支出が少ないとする申立人の主張も、令和6年11月及び12月の2カ月間の支出とすれば、極端に少ないといったものではなく、当選人の勤務実態を否定できる根拠はない。

(2) 当選人が使用する自動車について

当選人は、実父が所有する自動車を令和8年5月2日に現住所地で借り受けたと証言しており、そこまでの運搬は実父自らが運転したと説明している。その説明に不自然な点はなく、また、その説明を否定できるだけの証拠もない。

(3) 生活実態について

ア 現住所地の上下水道の使用状況

上下水道の使用料金は、自治体によって大きな差があり、総務省統計局実施の家計調査による使用料金の比較は適当でないため、世帯人員別の平均使用水量を公表している東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査（以下「生活用水実態調査」という。）を基に判断する。

生活用水実態調査によれば、1箇月当たりの平均使用水量は、単身世帯で8.1m³であり、現住所地における使用水量と比較すると、次のことが認められる。

(7) 令和8年2月から4月までの使用水量は平均7.0m³であり、生活用水実態調査単身世帯をやや下回るものであったこと。

(4) 令和8年4月から6月までの使用水量は平均8.5m³であり、生活用水実態調査の単身世帯をやや上回るものであったこと。

イ 現住所地の電気の使用状況

総務省統計局実施の家計調査によると、近畿地方における単身世帯の1月当たりの電気の支出金額は、次のとおりである。

	令和8年1月～3月	令和8年4月～6月
単身世帯	5,310円	3,281円

※ 総務省家計調査【第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）】に基づき作成

現住所地における電気の支出金額と比較すると、次のことが認められる。

(7) 令和8年3月の支出金額は3,849円であり、家計調査の単身世帯を下回るものであったこと。

(ロ) 令和8年4月から6月までの支出金額は平均約1,694円であり、家計調査の単身世帯を下回るものであったこと。

ウ 現住所地のガスの使用状況

総務省統計局実施の家計調査によると、近畿地方における単身世帯の1月当たりのガスの支出金額は、次のとおりである。

	令和8年1月～3月	令和8年4月～6月
単身世帯	2,796円	2,470円

※ 総務省家計調査【第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）】に基づき作成

(ハ) 令和8年3月の支出金額は4,069円であり、家計調査の単身世帯を大きく上回るものであったこと。

(ロ) 令和8年4月から6月までの支出金額は平均約3,373円であり、家計調査の単身世帯を大きく上回るものであったこと。

エ 上記アからウによれば、本件期間中の上下水道の使用水量は、生活用水実態調査の単身世帯から大きな乖離はない。また、本件期間中の電気の支出金額は、家計調査の単身世帯を下回っており、ガスの使用料金は家計調査の単身世帯を上回っている。

本件期間中の電気の支出金額が少ないが、当選人は、本件期間中の電気の使用に関し、節電を意識した生活を行っていること、朝早く自宅を出て夜遅く帰宅する日が多く、休日にも仕事や政治活動等で外出することが多いため、在宅時間が短く、照明やエアコンの使用時間は長くないと説明している。この証言が本件期間中の電気の使用量が少ないことの理由として不自然なものとはいえないことを踏まえれば、現住所地での電気の支出金額が家計調査の単身世帯の支出金額を下回るとしても、そのことのみをもって、当選人が現住所地に居住していなかった証明とはならない。

オ 申立人は、「現地調査を行ったところ、現住所地について、以前政党関係者の車が停まっていたという証言を得ており、現住所地の住宅を第三者が使用していた可能性がある。」と主張するが、それを示す証拠は提出されず、当選人が当該事務所で勤務していることから政党関係者の自動車が停車していたことは不自然ではなく、当該情報提供の内容が真実であったと断定することはできない。

カ 当委員会は、起臥寝食の場所を正確に把握するため、当選人に対し、本件期間中の居住地域での買い物、飲食等の履歴がわかるレシート、キャッシュレス決済の履歴、クレジットカードの履歴、交通系ＩＣカードの利用明細、ＥＴＣの利用明細の提供を求めたところ、大部分は提出があったが、レシートと交通系ＩＣカードの履歴については保存していないため提出がなかった。

しかしながら、当選人は、レシート等は保存していないことを市委員会に対して説明しており、また、他の提出証拠で十分当選人の居住実態を判断できることから、これらの資料の提出がないことのみをもって、当選人が本件期間中に現住所地に居住していたことが否定されるものではない。

キ 当選人は、現住所地と勤務地である当該事務所近隣のコンビニエンスストアや飲食店等で頻繁に買い物をしており、また、その時間も多岐にわたることから現住所地と勤務先との周辺で生活を営んでいたと推認できる。

ク 申立人は当選人の国民健康保険料の賦課時期について疑問を呈しているが、本件審査と関係がないことから調査を行わなかった。

(4) 小括

当選人は、現住所地を生活の本拠として使用していた旨を供述しており、提出された証拠からも、本件期間中に当選人が継続的に日常生活を営んでいたことが認められる。

また、当選人は、電気の支出金額こそ家計調査を下回っているものの、水道、ガスの支出金額においては概ね一般的であり、当選人が主張する生活様式を考慮すると不自然であるとは言えない。

一方、申立人からは、当選人が本件期間中に加古川市外に生活の本拠を有していたと認めるに足る客観的かつ具体的な証拠は提出されておらず、現住所地における居住実態を明確に否定する事実も認められない。

以上を総合的に勘案すると、本件期間中、当選人は現住所地に生活の本拠を有していたと推認することが妥当であり、当選人は住所要件を満たしていたと認められる。

4 以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がないことから、当委員会

は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年10月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。